



川監委発第148号

令和5年12月26日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 山木綾子様

川越市監査委員 中沢雅生
同 石川隆二
同 小野澤康弘
同 桐野忠

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び同条第2項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

文化スポーツ部

文化芸術振興課、スポーツ振興課、国際文化交流課、美術館
福祉部

福祉推進課、指導監査課、生活福祉課、障害者福祉課、地域包括ケア推進課、
高齢者いきがい課、介護保険課

第3 監査の期間

令和5年8月15日から令和5年12月26日まで

第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和5年度（4月から8月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した（必要に応じて、上記以外の期間についても対象とした。）。

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

・使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①保管状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

・委託契約（随意契約）を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行 ④関係帳票等

4 補助金の交付事務について

・4件以上該当する部署については、3件を抽出した。なお、必要に応じ、抽出件数を増やした。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

- 5 旅費の支出事務について
着眼点 ①目的及び履行 ②旅行命令書との整合
- 6 備品管理について
・備品出納簿より3件を抽出した。
着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況
- 7 情報管理について
着眼点 ①管理状況
- 8 内部統制について
着眼点 ①統制環境 ②リスクへの対応 ③体制整備

第5 監査を執行した監査委員
中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

第6 監査の結果
監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

【文化スポーツ部】

〔意見〕

1 現金の管理について

ウェスタ川越内公衆電話利用料に係る収納金について、月に1度は取りまとめ、指定金融機関等へ払い込みすべきところ、令和4年度分は年に1度、1年分まとめて収納金を払い込んでいた。

今後は、会計規則にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(文化芸術振興課)

教室参加費について、現金出納簿の日付・金額・累計が、領収書等証拠書類と一致しないもの、収納金を収納した日又は翌日までに払い込んでいないもの、また、現金保管金額確認表に誤りが見受けられた件に関して、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかった。

今後は、会計規則等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(スポーツ振興課)

2 補助金の交付事務について

川越市民文化祭補助金について、申請書類に関して、交付要綱では、文化

祭を開催しようとする日の1月前までに提出すべきところ、事業開始約8箇月後の提出となっており、交付決定より前に補助事業が着手されていた。また、事業完了後の実績報告書の提出も、交付要綱において規定している提出期限までに提出されていなかった。

今後は、交付要綱にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(文化芸術振興課)

【福祉部】

〔意見〕

1 収入事務について

成年後見制度市長申立費用(本人負担分)の滞納繰越分について、納期限の記載がない納入通知書を使用していた件に関して、前回・前々回と同様、今回も措置されていなかった。

今後は、会計規則にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(高齢者いきがい課)

2 現金の管理について

自主製品の販売について、現金出納簿の件数の記載が漏れていた件に関して、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も一部措置されていなかった。

今後は、公金等取扱い基本マニュアルにのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(障害者福祉課)

3 契約事務について

川越市障害者等相談支援事業業務委託6について、委託業務実施計画書及び業務従事者名簿に供覧がなかった件及び、業者からの報告書の様式が市の様式ではなかった件、また、川越市みよしの支援センター電気空調設備保守点検業務委託について、委託業務実施計画書及び業務従事者名簿に收受印と供覧がなかった件に関して、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかった。

今後は、文書管理規程等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(障害者福祉課)

4 補助金の交付事務について

川越市社会福祉協議会運営費補助金ほか5件について、申請書の添付書類に、社会福祉法人の助成に関する条例に規定されている財産目録及び貸借対照表の添付がなかった。また、補助金等の交付手続等に関する規則に規定さ

れている「補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法」及び「補助事業等の効果」が記載されていなかった。さらに、助成決定通知書について、申請書の收受日より前の日付となっていた。

今後は、社会福祉法人の助成に関する条例等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(福祉推進課)

川越市障害者福祉施設利用者交流会補助について、交付申請書に日付がなかった件及び、在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金について、実績報告書に日付がなかった件に関して、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていないものがあった。

今後は、交付要綱にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(障害者福祉課)

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 指摘には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生の阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの等として監査委員が表明する所感をいう。

要 望： 「意見」とほぼ同様の意義とし、何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としているが、当該注意が改善されず再度注意を受けた場合には、以降「意見」としている。